

## 地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業

消費税率引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となりますが、その増収分は社会保障4経費(年金、医療、介護、少子化)に要する経費に充てなければなりません。令和元年度決算においては、以下の事業に充当しています。

(歳入)  
 ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 43,183 千円

(歳出)  
 ・社会保障4経費に要する経費 523,916 千円

### 【社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

4経費	款項目	事業名	事業費	財源内訳		一般財源のうち交付金
				特定財源	一般財源	
年金	3.1.2	国民年金事業	1,744	1,563	181	43,183
医療	3.1.9	国民健康保険事業	69,583	28,028	41,555	
	3.1.9	後期高齢者医療保険事業	195,353	31,525	163,828	
	3.1.4	乳幼児医療事業	11,596	8,434	3,162	
	3.1.6	重度心身障害児(者)医療事業	19,858	10,013	9,845	
	3.1.4	養育医療事業	8	0	8	
	3.1.5	ひとり親家庭医療事業	3,289	1,644	1,645	
介護	3.1.7	介護保険事業	180,513	8,052	172,461	
少子化	3.2.1	保育所運営事業	157,197	28,841	128,356	
	3.2.2					
	4.1.1	健診事業	2,909	34	2,875	
合計			645,427	121,511	523,916	43,183